

大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年 9 月30日

大和町規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年大和町条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 条例第2条の規定による指定管理者の募集は、役場前掲示板並びに杜の丘出張所前掲示板に掲示して行うほか、町の公式ホームページ及び広報紙への掲載その他広く周知できる方法により行うものとする。ただし、条例第5条に規定する公募によらない指定管理者の候補者の選定等の場合は、この限りでない。

(申請資格)

第3条 申請しようとするもの（法人以外の団体の場合はその代表者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第2条第2号に規定する申請の資格を有しないものとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しないもの
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあるもの
- (5) 国税及び地方税を滞納しているもの

2 前項に掲げるもののほか、施設の性格、規模及び機能に応じ必要とする申請資格については、町長が別に定める。

(申請書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申請は、第1号様式により行うものとする。

2 条例第3条第1号に規定する申請資格を有していることを証する書類は、申請資格に関する申立書（第2号様式）のほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人の場合は定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本
- (2) 法人以外の団体の場合は代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿

3 条例第3条第4号に規定する経営状況を説明する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該団体の前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (2) 当該団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類

（選定委員会の設置）

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

（所掌事務）

第6条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公の施設における指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 公の施設における指定管理者の指定の取消しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、適正な運用等について必要な事項。

（組織）

第7条 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 内部委員

ア 副町長

イ 教育長

ウ 総務課長

エ 財政課長

オ 教育総務課長

カ 大和町幹事課の指定に関する規程（平成7年大和町訓令第1号）第2条に定める幹事課の長及び指定管理者制度を適用しようとする公の施設を所管す

る課の課長（以下「所管課長」という。）をもって充てる。

(2) 外部委員3人以内（有識者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。）

（任期）

第8条 外部委員の任期は、委嘱した日から第12条に規定する報告を終える日までとする。

（委員長及び副委員長）

第9条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員会の委員長は、副町長の職にある者をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条 選定委員会は委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（委員の責務）

第11条 委員は、公平かつ公正に選定を行わなければならない。

2 委員は、選定の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、町が公表した情報については、この限りでない。

（町長への報告）

第12条 委員会は、選定委員会終了後、速やかに候補者選定審査結果と指定管理候補者選定調書に係る意見について、町長に報告するとともに、改善等すべき事項があった場合は、当該事項の改善を要求するものとする。

2 町長は、前項の規定により改善の要求があった場合は、その内容を検討の上、

必要に応じて指定管理者に改善を求めるものとする。

(結果の通知と公表)

第13条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、その結果を第3号様式により、当該施設へ通知するとともに、公表するものとする。

(庶務)

第14条 選定委員会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(再度の選定)

第15条 町長等は、条例第4条の規定により選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、選定を取り消し、再度同条の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前項に規定する指定管理者の候補者の選定の取消通知は、第4号様式により行うものとする。

(指定の通知)

第16条 条例第7条第1項に規定する指定管理者の指定の通知は、第5号様式により行うものとする。

(指定の取消通知)

第17条 条例第10条に規定する指定管理者の指定の取消（停止）通知は、第6号様式により行うものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月16日大和町規則第19号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日大和町規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月27日大和町規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

指 定 申 請 書

年 月 日

大和町長又は大和町教育委員会 殿

申 請 者

所在地 _____

法人・団体名 _____

代 表 者 名 _____ ⑩

連絡先（電話）

大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

2 提出書類

- (1) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人の場合）
- (2) 代表者の身分証明書，団体の会則及び構成員名簿（法人以外の団体の場合）
- (3) 申請資格に関する申立書（第2号様式）
- (4) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (5) 管理に係る収支計画書
- (6) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (7) その他町長等が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

申 立 書

年 月 日

大和町長又は大和町教育委員会 殿

申 請 者

所在地 _____

法人・団体名 _____

代 表 者 名 _____ (印)

連絡先（電話）

大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、（公の施設の名称）の指定管理者の募集に係る申請書類について、同条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

- 1 次の事項のいずれにも該当しません。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定管理者の取消しを受けたことがあるもの
- 2 次の書類については提出できないので、その理由を申し立てます。

第3号様式（第13条関係）

年 月 日

（申請者） 殿

大和町長又は大和町教育委員会 ⑩

公の施設に係る指定管理者の候補者の選定結果について（通知）

あなたが、 年 月 日付けで応募した大和町公の施設に係る指定管理者の指定申請について、下記のとおり選定結果を通知します。

記

1. 公の施設名

2. 選定結果

第4号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

（被 選 定 者） 殿

大和町長又は大和町教育委員会 ⑩

公の施設に係る指定管理者の候補者の選定の取消しについて（通知）

大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 公の施設名

2. 選定を取り消した理由

この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大和町長又は大和町教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大和町を被告として（訴訟において大和町を代表するものは大和町長又は大和町教育委員会となります。）、提起することができます。なお、決定取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

（被 選 定 者） 殿

大和町長又は大和町教育委員会 ⑩

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり貴法人（団体）を本町の公の施設に係る指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

4 利用料金に関する事項

5 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

第6号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

（指 定 管 理 者） 殿

大和町長又は大和町教育委員会 ⑩

公の施設に係る指定管理者の指定の取消し（停止）について（通知）

地方自治法第244条の2第11項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 公の施設名

2. 取消し（停止）年月日

3. 決定の内容

4. 上記の決定をした理由

この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大和町長又は大和町教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大和町を被告として（訴訟において大和町を代表するものは大和町長又は大和町教育委員会となります。）、提起することができます。なお、決定取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。